

京都市立芸術大学芸術資料館観覧規程

(平成24年4月1日理事長決定)

(趣旨)

第1条 この規程は、京都市立芸術大学芸術資料館運営規程第3条第3項の規定に基づき、京都市立芸術大学芸術資料館（以下「資料館」という。）の観覧について定めるものとする。

(展示期間)

第2条 資料館は、次の各号に掲げる日を除く期日の中から、展示期間を定める。ただし、年間100日以上の開館日を設けなければならない。

- (1) 夏期休業日
- (2) 冬期休業日
- (3) 春期休業日
- (4) 大学が学生の登校を禁止する日
- (5) 作品展を開催する日

2 芸術資料館長（以下「館長」という。）が必要と認めたときは、前項の規定にかかわらず展示期間を定めることができる。

(休館日)

第3条 資料館は、展示期間中、次の各号に掲げる日を休館する。

- (1) 月曜日。ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日」という。）に当たるときは、その翌日を休館とする。
- (2) 展示替期間

2 月曜日が休日に当たり、かつ、引き続く火曜日以降も休日に当たるときは、前項第1号の規定を適用しない。

3 館長が必要と認めたときは、第1項及び第2項の規定にかかわらず開館又は休館することができる。

(観覧時間)

第4条 観覧時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 館長が必要と認めたときは、観覧時間を変更することができる。

(観覧料)

第5条 観覧料は、無料とする。

(観覧の拒否)

第6条 次の各号に掲げる者は、観覧することができない。

- (1) 適当な引率者又は付添人のない小学校入学前の者
- (2) 泥酔者、その他この規則が理解できない状態にある者

(観覧者の禁止事項)

第7条 観覧者は、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 展示品に手を触れること。
- (2) 許可なくストロボや三脚を使った写真撮影を行うこと。
- (3) 著作権を侵害する行為をすること。
- (4) 展示品、備品、施設等を汚損し、又はき損すること。
- (5) 喫煙又は飲食すること。
- (6) 携帯電話により通話すること。
- (7) 他の者の観覧を妨げること。
- (8) その他資料館の業務に差し支えがあると認められる行為をすること。

2 前項の規定に違反した者に対しては、退館を命ずることができる。

(損害弁償)

第8条 観覧者が、展示品、備品、施設等を汚損し、又はき損したときは、その事情によって相当の弁償をしなければならない。

(資料館以外の者の陳列室の使用)

第9条 資料館以外の者が陳列室を使用する場合も、この規則に従うものとする。ただし、館長は、願い出により規則と異なる使用を認めることができる。

(陳列室以外の展示)

第10条 資料館が、陳列室以外の学内の場所で、資料の展示を行う場合、支障がない限り、この規則に従うものとする。

附 則

この規程は、平成24年4月1日から施行する。